

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	私立学校生徒学費軽減事業補助金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県知事は、私立学校生徒学費軽減事業補助金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

令和7年7月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立学校生徒学費軽減事業補助金の支給に関する事務
②事務の概要	本県では、私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条各号に掲げるものをいう。以下「高等学校等」という。)における親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の入学金又は授業料の負担軽減を図るため、県内の高等学校等の設置者が行う私立学校生徒学費軽減事業に要する経費について、補助金の支給を行っている。 当該補助金の補助額については、在籍する生徒の保護者等の税額を基に算出されるため、保護者等の税額情報について、情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の審査を行うものである。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
私立学校生徒学費軽減事業特定個人情報照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例第1条別表第1の4の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第1条別表第1の4の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課
②所属長の役職名	私学振興課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-3714 神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課助成グループ(就学支援金・学費補助金担当) 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-3793

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課助成グループ(就学支援金・学費補助金担当) 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 TEL 045-210-3793
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	私学振興課における特定個人情報等取扱要領(私立学校生徒学費軽減事業補助金の支給に関する事務)及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管している。以上の対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	リスク対策	(新規追加)	「Ⅳ リスク対策」記載のとおり	事後	様式改正
令和2年10月14日	しきい値判断項目1.対象人数	平成30年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	しきい値判断項目2.取扱者数	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	しきい値判断項目1.対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	しきい値判断項目2.取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	根拠法令の改正
令和4年7月8日	しきい値判断項目1.対象人数	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	しきい値判断項目2.取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年8月22日	しきい値判断項目1.対象人数	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	時点修正
令和5年8月22日	しきい値判断項目2.取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	しきい値判断項目1.対象人数	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	しきい値判断項目2.取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年6月4日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	未定	事後	時点修正
令和6年6月4日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	根拠法令の改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月15日	I 関連情報 3個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の4の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則別表第1の4の項	・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例第1条別表第1の4の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則第1条別表第1の4の項	事後	条番号追加
令和7年7月15日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条	・番号法第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条	事後	根拠法令の改正
令和7年7月15日	II しきい値1	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	II しきい値2	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年7月15日	IV リスク対策8	—	記載のとおり	事後	新様式において新たに追加
令和7年7月15日	IV リスク対策11	—	記載のとおり	事後	新様式において新たに追加